

■保険料率

| 区分 | 所得割率 | 均等割額 | 限度額 |
|-----------|------|---------|------|
| 平成28・29年度 | 8.6% | 43,600円 | 57万円 |

保険料の計算

$$\text{所得割額 (総所得金額など-33万円) × 8.6\%} + \text{均等割額 (43,600円)} = \text{年間保険料}$$

※年間保険料は、所得に応じた「所得割額」と「均等割額」との合計です

■保険料の軽減措置の変更 (〇の部分)

| 軽減区分 | 軽減該当条件 (所得金額) | 軽減率 | 軽減額 |
|----------|---|------|--------------------|
| 本人の所得割軽減 | 総所得金額など-基礎控除額(33万円) = 58万円以下 | 5割 | 所得割額 ÷ 2 (1円未満切上げ) |
| 均等割軽減 | 本人に世帯主として加入している人の所得金額は、軽減該当条件の所得金額は、同一世帯内の保険料の合計 | 9割 | 39,240円 |
| | 「基礎控除額(33万円)以下で、かつ被保険者全員の各所得が0円」の世帯(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算) | 8.5割 | 37,060円 |
| | 「基礎控除額(33万円) + 26万5,000円(26万円から拡大) × 世帯の被保険者数」以下の世帯 | 5割 | 21,800円 |
| | 「基礎控除額(33万円) + 48万円(47万円から拡大) × 世帯の被保険者数」以下の世帯 | 2割 | 8,720円 |
| 被扶養者 | 後期高齢者医療の被保険者資格を得た前日まで、被用者保険(国保、国保組合以外)の被扶養者であった人(所得割額はなし) | 9割 | 39,240円 |

Information
後期高齢者医療制度の保険料率を一部変更

■保険料率
原則75歳以上の人が加入する後期高齢者医療の保険料は、加入者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いに充てるため、一定割合

で納めていただきます。保険料率は2年ごとに見直され平成28・29年度の保険料率は27年度と同率となります。

■保険料の軽減措置の変更
保険料には所得などに応じ

た軽減措置があり、28年度から本人の均等割軽減の「5割軽減」と「2割軽減」の該当条件が拡大されます。

問い合わせ 保険年金課 ☎ 2259

POINT
福祉医療制度の手続き

福祉医療制度とは、子どもや障がいのある人、母子・父子家庭などで、下表に該当する人が医療機関にかかったときの自己負担額を県と市で負担する制度です。

対象者には「福祉医療費受給資格者証」が交付され、この制度を利用する人は、医療機関で支払う保険診療分の自己負担額が無料になります。

この制度は申請し認定を受けないと適用されませんので、下表の資格要件に該当する人で認定を受けていない人は申請することができます。

またすでに受給資格のある人で、氏名、住所、障害等級、健康保険証の種類などに変更があったときは届出をしてください。

※福祉医療制度は、他の医療制度(自立支援医療・特定疾患など)を優先しています。他制度の公費負担医療制度が利用できる人は、他制度の申請をしてください。医療機関受診時は健康保険証と他制度

| 対象 | 資格要件 | 申請に必要なもの |
|------------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 子ども | 出生から中学卒業まで | 健康保険証・印かん |
| 障がいのある人 | 身体障害者手帳1級・2級・3級・4級(言語機能障害) | 健康保険証・印かん・障がいなどの資格を証明する手帳や証書 |
| | 障害年金1級・2級 | |
| | 療育手帳A判定・B判定 | |
| 母子・父子家庭 | 特別児童扶養手当1級・2級 | ※申請前に相談してください |
| 18歳(年度末)までの子どもを扶養している母子・父子家庭 | | |
| 父母がいない子ども | 18歳未満で父母のいない子ども | |

POINT

空き店舗等活用事業補助金



市内の商店街の連続性を維持し、集客力と回遊性を向上させるため、空き店舗、空き倉庫および空き家を活用し新規開業する人に対し、出店に

係る賃借料および改修費の一部を補助しています。

対象地域 都市計画法に規定する近隣商業地域または商業地域と鬼石地区の本町通り、相生町通りおよび大門通り

対象業種 小売業、飲食店(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブおよび夜間営業のみの飲食店を除く)、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、生活関連サービス業、教育・学習支援業に属する事業で、商店街のにぎわいづくりに適したも

の(詳細は直接問い合わせください)

賃借料補助 一出店者につき月額3万円以内(空き店舗などの賃借料の2分の1以内)で事業開始日の属する月の翌日から最長12カ月間

改修費補助 店舗の外装・内装および設備(水道・電気・ガス・空調)などの改修費の2分の1以内の額(上限100万円以内)

申し込み・問い合わせ 商工観光課 ☎ 2317

POINT

ひとり親家庭の自立を応援

各自立支援給付を受けるには、子ども課への事前の相談が必要です。

自立支援教育訓練給付

雇用保険の教育訓練給付受給資格のない人が、あらかじめ指定されている講座を受講する場合、受講に掛かった費

用の一部を支給します。

支給額 掛かった費用の6割(上限20万円)

高等技能促進費
看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、調理師など、就業に役立つ資格取得のため1年以上養成機関で就業し、対象資格を取得見込みの人に訓

練促進費を支給します。

1年以上の通信課程での資格取得も対象です。

支給額 ▽市・県民税非課税世帯 10万円 ▽市・県民税課税世帯 7万5000円(いずれも上限3年間)

申し込み・問い合わせ 子ども課 ☎ 2286

Information

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種

接種対象者 平成28年4月2日から29年4月1日までの間に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人(接種日当日60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能などに障がいがあると医師が認めた人を含む)

※過去に、肺炎球菌ワクチン接種を受けた人は対象外

個人負担金 2000円

その他 対象者には3月下旬に予診票を発送しました

問い合わせ 健康づくり課 ☎ 2808

NEWS

重度障害者福祉タクシー券

重度障がいのある人に「福祉タクシー券」を交付しています。

福祉タクシー券は重度障がいのある人が、多野藤岡ハイヤー協議会加盟のタクシー利用料金の支払いに使えます。

利用期間 交付日(平成29年3月31日まで(通年))

交付会場 市役所福祉課、鬼石総合支所住民サービス課

内容 券1枚につき500円を補助(年間最高36枚交付します(二月あたり3枚))

※本年度からタクシーの基本料金ではなく、券1枚につき

500円の補助に変更し、さらに交付枚数を増やし移動時の支援を行います。タクシー料金に応じて複数枚の利用が可能となりますので、状況に応じて利用してください

対象 市内在住で身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者

※自動車税減免を受けている人と施設入所者は対象外

持ってくる物 障害者手帳、印かん

申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎ 2384